

事務事業名	6994 放置自転車対策事業													
担当組織	市民生活部 防犯くらし交通課								担当	交通担当				
組織コード	R1	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	01	02	03	01	記入日	令和元年 5月21日
	H30	13	06	00		H30	01	08	01	02	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外	
分野	08	公共交通										
施策	65	駅周辺自転車対策										
事業期間	昭和61年度～令和3年度											
根拠法令 通達等	戸田市自転車放置防止条例、戸田市自転車放置防止条例施行規則							関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務      ○ 自治事務のうち義務的なもの      ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	JR及び駅周辺店舗の利用者											
事業目的	駅前に放置自転車があることにより、歩行者や自転車の通行の妨げになることや緊急活動に支障をきたす。また、災害時の避難の妨げや街の景観を損なうので、これらの弊害を除去することによって公共の場所における生活環境を保持する。											
事業内容	放置自転車受託事業者による警告札の貼付、放置禁止啓発活動。放置自転車の整理・撤去により公共の場所を確保する。											
実施主体	■ 市による単独直営      ■ 委託      ( □ 3セク・財団      ■ 企業      □ 市民・NPO )      □ 協働・協力 (      )											

2. 実施結果

事業内容	平成30年度 執行額(千円)	令和元年度 予算額(千円)	令和2年度 計画額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	
	事業内容	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用
事業費	41,795	46,201	46,201	46,201	46,201	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	
	県支出金	0	0	0	0	
	起債	0	0	0	0	
	その他	2,130	1,230	1,230	1,230	1,230
	一般財源	39,665	44,971	44,971	44,971	44,971
人件費	2,729.2	2,388.05	2,388.05	2,388.05	2,388.05	
投入人員	常勤職員	0.4人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人
	非常勤職員	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人
事業費+人件費	44,524	48,589	48,589	48,589	48,589	

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H29目標	H30目標	R1目標
				H29実績	H30実績	R1実績
活動①	放置自転車への警告数	台	警告札貼付年間延台数	10,000	7,000	2,500
				4,760	3,049	-
活動②						-
成果①	放置自転車撤去台数	台	年間の撤去台数	2,000	1,680	1,300
				1,617	1,362	-
成果②						-

目標達成状況の分析	<p>A：活動・成果ともに達成した。</p> <p>&lt;判断理由&gt;                      駅周辺概ね300m以内を範囲として警告・撤去活動を実施しており、目標を達成した。これまでの取り組みの効果により、駅周辺における不適切な駐輪台数の規模は縮小しているものと考え、平成30年度の警告台数・撤去台数は減少した。</p>					
-----------	---	--	--	--	--	--

## 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>快適な交通環境、歩行環境を整備するためには、自転車駐車場の運営と併せて、放置自転車がも多く発生する駅前を中心に、放置自転車の減少に向け、放置自転車への指導・警告・撤去を実施することが必要不可欠である。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>事業費及び人件費等については、放置自転車への指導・警告・撤去及び保管業務を実施するうえで必要不可欠な経費であり、適正である。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>民間委託を活用し、撤去業務においては、トラブル防止を考慮した実施手法や緊急性や危険性に応じた即日撤去の実施、保管業務においては、台帳管理を行うことでスムーズな返還を行っているなど、効率的・効果的に実施されていると考える。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>撤去自転車等の警告・撤去業務及び保管業務に係る費用に対する、撤去料の負担としては適正であるとする。</p>

## 4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	警告・撤去活動のみならず、放置自転車を事前に予防することを目的とし、駅前における指導活動（自転車駐車場に誘導する等）の徹底を委託業者に指示した。
見直しの効果	警告台数・撤去台数ともに前年度に比べて減少しており、放置自転車の減少により駅前を中心とした公共の場における良好な環境が保たれている。

## 5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>公共の場における安全で快適な交通環境を維持していくために、駅前を中心とした市域全域での警告・撤去を引き続き実施する。</p> <p>また、夜間や土日における放置自転車への警告・撤去業務についても回数やタイミング等を検討し、効果的に実施することにより、より良好な環境が整うと見込まれる。</p>
今後の取組方針	<p>夜間撤去も含めた放置自転車の警告・撤去の実績を踏まえ、その傾向や効果を分析の上、来年度以降の実施内容についてより効率的で効果的な手法を検討していく。</p> <p>また、土地区画整理事業により新しい道路も築造されることから、新たな自転車放置箇所が発生しないよう注視していく。特に駅周辺は放置禁止区域としているため、即時撤去も必要に応じて実施すること、併せて警告の強化により放置自転車の減少を目指し、駅周辺及び市域での良好な交通環境を維持していく。</p>

事務事業名	6995 自転車駐車場管理事業														
担当組織	市民生活部 防犯くらし交通課								担当	交通担当					
組織コード	R1	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	01	02	04	01	記入日	令和元年 5月21日	
	H30	13	06	00		H30	01	08	01	02	04	01			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象	
分野	08	公共交通									○ 対象外	
施策	65	駅周辺自転車対策										
事業期間	昭和60年度～令和7年度											
根拠法令 通達等	戸田市自転車駐車場条例、戸田市自転車駐車場条例 施行規則						関連計画 施政方針					
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの											
対象	JR及び駅周辺店舗利用者											
事業目的	駅へ行くための補助交通用具として、自転車を利用する市民の利便向上を図るとともに、駅周辺の良好な環境を保持する。											
事業内容	施設の利便性、セキュリティの向上及び民間事業者の自由な発想による市民サービスの向上を目的として平成28年度より指定管理者制度を導入した。 駅や駅周辺店舗を利用する自転車利用者に対する自転車駐輪場として、満足いただけるよう、安価な利用料金で質の高いサービスを提供する。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託      ( <input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO ) <input type="checkbox"/> 協働・協力 (      )											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
	自転車駐車場の管理					
事業費		15,978	16,559	16,559	16,559	16,559
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	15,978	16,559	16,559	16,559	16,559
	一般財源	0	0	0	0	0
人件費	2,729.2	2,388.05	2,388.05	2,388.05	2,388.05	
投入 人員	常勤職員	0.4人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人
	非常勤職員	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人
事業費+人件費		18,707	18,947	18,947	18,947	18,947

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H29目標	H30目標	R1目標
				H29実績	H30実績	R1実績
活動①	自転車収納総台数	台	8箇所の自転車駐車場収納総台数	10,157	10,157	10,157
				10,157	10,157	—
活動②						—
成果①	駐車場定期利用総登録台数	台	定期利用の月平均登録台数	8,100	8,100	8,100
				7,802	7,857	—
成果②	駐車場一時利用総台数	台	月平均利用台数	55,000	60,000	63,000
				59,007	62,077	—

目標達成状況の分析	B：活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 定期利用登録台数は目標を達成できなかったものの、サービス水準や利便性向上に向けた取組みにより年間を通して安定的な定期利用者の確保につながった。また、一時利用については、車種別にスペースを随時調整するなどの工夫により、満車による一時利用の機会損失を抑制できたことや駅周辺放置自転車の取り込み等により一時利用収入が大幅に増加し、目標を達成した。
-----------	--

## 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	B	B	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>駅周辺の自転車対策としては、放置自転車の警告・撤去と併せて実施することで、相乗効果により駅周辺の良好な交通環境を保全することが可能であるため、不可欠な事業である。また30年度は一時利用者の取込みにより、駅周辺放置自転車が大幅に減少しており、例年以上に良好な環境を維持できたといえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>平成28年度より指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウを活かした運営管理を行っている。経費については適宜見直しを行っており、施設管理費や人件費等、運営管理する上での経費については適正であると考ええる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>指定管理者制度を導入しており、インターネットにおける申請受付や、ICカードによるゲート、また有人管理による補助など、利用者が安全かつ便利に利用できるよう常に創意工夫を凝らしたサービスの提供がされ、効果的な手法であると考ええる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>利用料金については、利用者の資格により異なる料金を設定しているが、指定管理者制度導入後においても、同等の設備を有する近隣自治体と比較して安価であり、適正な価格といえる。</p>

## 4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	<p>一部駐車場において、定期利用と一時利用の各収容可能台数を調整した。</p> <p>大型自転車と一般自転車の駐車スペースを需要に応じて随時調整した。</p> <p>定期利用申請書のデータ化処理に新たなシステムを導入し、入力事務の簡素化、効率化を行った。</p> <p>自転車安全点検キャンペーンを駅ごとに実施した。</p> <p>駅周辺における周知と広報活動の拡大を行った。</p>
見直しの効果	<p>定期利用の満車による一時利用機会の損失を抑制でき、一時利用収入の増加に繋がった。また、定期利用者が分散し、定期利用稼働率の低い駐車場の稼働率が上昇した。</p> <p>大型自転車の利用者数拡大により収入の増加に繋がった。</p> <p>内部処理の効率化により例月の定期受付期間の延長が可能となり、利用者の利便性が向上した。</p> <p>点検サービスの実施や、周知広報等の拡大により、新規利用者の獲得に繋がった。</p>

## 5. 今後の方針

事業の方向性	<p>● 1 現状で継続      ○ 2 拡大して継続      ○ 3 縮小して継続      ○ 4 他事業と統合      ○ 5 休止</p> <p>○ 6 その他見直し      ○ 令和2年度で終了      ○ 令和元年度で終了      ○ 平成30年度で終了</p> <p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>市内各駅の自転車駐車を改修し、指定管理者による運営管理を導入して3年目となったが、インターネットを利用した定期利用登録や一時利用の支払いにICカードを利用可能としたことなどの利便性の向上に加え、利用者のニーズを反映した柔軟なレイアウト変更や、自転車安全点検などの各種サービスの実施等により、民営の自転車駐車場との差別化を図った。駅周辺の良好な交通環境を維持するため、今後も指定管理者と協議しながら、快適な自転車駐車場の整備と管理運営を実施する。</p>
今後の取組方針	<p>新規の定期利用者の獲得に向けて周知広報の強化や新たなサービスを実施するとともに、自転車駐車場の利便性向上と効率的な運営を進めるため、指定管理者と協議しながら既存サービス内容の見直しや運営体制を検討していく。</p>